

計画事業番号	00456	事務事業名	消費者行政推進事業 (旧 消費者行政活性化事業)	担当部署	経済部商工業振興課	電話	4612
--------	-------	-------	-----------------------------	------	-----------	----	------

【基本情報】

事務区分	■自治事務 □法定受託事務		根拠法令等	消費者基本法第4条、消費者安全法第4条、北広島市消費生活センター条例、北海道消費者行政推進事業補助金交付要綱、消費者教育の推進に関する法律第5条			
事務事業開始年度	昭和54年		個別計画等	北広島市商工業振興基本計画(H23～)			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	一部補助	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第3章)	美しい環境につつまれた安全なまち
	(第8節)	消費生活の安定
	(施策1)	消費者教育の拡充
2 対象	市民(消費者)	
3 目的と内容	市民の消費生活の安定と向上に寄与することを目的として、専門の相談員による消費生活相談を実施するとともに、北海道消費者行政推進事業補助金の活用により地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業を実施する。	
4 実施内容 (手段)	2 8 年度 まで	(1)消費生活相談員の配置、消費生活相談(常設)の実施 (2)弁護士を講師とする消費生活相談員法律研修の実施 (3)地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業の実施 ①消費生活展の実施②消費者大会の実施③啓発資料の配布
	2 9 年度	前年度と同様であるが、消費者を取り巻く状況の変化に留意しながら事業を推進していく。 (1)消費生活相談員の配置、消費生活相談(常設)の実施 (2)弁護士を講師とする消費生活相談員法律研修の実施 (3)地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業の実施 ①消費生活展の実施②消費者大会の実施③啓発資料の配布

【事業の計画・実績】

平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	実績	計画	計画	計画
(1)消費生活相談の実施 (2)相談員研修の実施 (3)消費者問題解決力の強化 ①消費生活展の実施 ②消費者大会の実施 ③啓発資料の配布	(1)年243日開設 (平日10:00～15:00) (2)年12回実施 (3)①9月に実施 ②11月に実施 ③消費者被害防止チラシ (24,000枚) 成人式用啓発パンフ (550部) 訪問販売お断りステッカー (5,000枚)	(1)消費生活相談の実施 (2)相談員研修の実施 (3)消費者問題解決力の強化 ①消費生活展の実施 ②消費者大会の実施 ③啓発資料の配布	(1)消費生活相談の実施 (2)相談員研修の実施 (3)消費者問題解決力の強化 ①消費生活展の実施 ②消費者大会の実施 ③啓発資料の配布	(1)消費生活相談の実施 (2)相談員研修の実施 (3)消費者問題解決力の強化 ①消費生活展の実施 ②消費者大会の実施 ③啓発資料の配布

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成30年度に向けた具体的な方向性	評価区分
前年度 2次評価	現状継続	現状継続とする。	「拡大」 「現状継続」 「要検討」 「見直し」 「統合」 「休止・廃止」 「終了」
1次評価	現状継続	現状継続とするが、他関連団体(警察、金融機関、自治会等)と連携した消費者ネットワーク関係を明確にする。	
2次評価	現状継続	現状継続とする。	

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			3,082		3,424		3,621		3,621	
事業額	直接事業費	国支出金								
		道支出金	1,428		1,360		748		748	
		地方債								
		その他特財								
		一般財源	1,654		2,064		2,873		2,873	
	① 合計	3,082		3,424		3,621		3,621		
人件費 (左側:一般、 右側:再任用)	② 人数(年間)	0.15	0.00	0.15	0.00	0.15	0.00	0.15	0.00	
	③ 1人当り年間平均人件費	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	
	④ =②×③	1,260	0	1,260	0	1,260	0	1,260	0	
総事業費①+④			4,342		4,684		4,881		4,881	

【評価指標】

指標名			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	①消費生活展 (元気フェスティバル参画)	目標値	人	800	800	800	800
		実績値		1,000			
	②消費者大会動員数	目標値		300	300	300	300
		実績値		400			
③	目標値	人					
	実績値						
④	目標値						
	実績値						
成果指標	① 消費生活センター相談件数 【目標値】H27道相談件数/道 人口=0.56%×北広島市人口	目標値	件	330	330	330	330
		実績値		184			
	② 北広島市あっせん率 (あっせん件数/相談件数) ※目標値は道のあっせん率	目標値	%	10.3	10.3	10.3	10.3
		実績値		15.2			
③	目標値						
	【指標の定義(算式等)】	実績値					

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか? ・上位の施策への貢献度は大きいですか? ・特定の団体の利益に偏っていませんか? 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	地方における消費者行政の推進については、消費者基本法第4条により地方公共団体の責務となっていることから、妥当性がある。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか? 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	2	消費生活相談については、相談員のあっせんにより解決しており、消費者の利益や安全確保に関して十分に役割を果たしている。相談件数の目標達成に向けては、今後とも消費生活センターの存在や相談サービスを市民にPRしていく。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	2	相談内容が複雑化、高度化する傾向があることから、相談員法律研修の実施など、相談員の質を向上させていくことより、成果が向上する余地がある。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありますか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	現状ではコスト削減の余地はない。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】

法律の義務付けあり

法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】
(事業担当部局が評価)

民間等での実施または市民等との協働が可能である。

民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。